

年金

学生の皆さん、
学生納付特例制度を
ご存知ですか？

20歳以上の方であれば、学生も国民年金に加入しなければなりません。しかし、ほとんどの学生は所得がなく、保険料を納めることが困難です。そのため、社会人になってから保険料を納めることができず、その制度（学生納付特例制度）があります。

学生納付特例の内容

- ① 保険料の納付を猶予します。
- ② 年金の受給資格期間に算入されません。（年金額には反映されません。）
- ③ 10年以内であれば保険料を納付できます。

対象となる学生

学生納付特例制度を利用できるのは、①大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校その他教育施設等に在学する20歳以上の学生であって、②学生本人の前年の所得が118万円以下である方です。
夜間・定時制課程または通信制課程の学生・生徒も対象

となります。

申請手続き

- ① 「国民年金保険料学生納付特例申請書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。
- ② 平成17年度在学確認のため、次のいずれかの証明書が必要で

- ・ 17年度有効期限内の学生証
- ・ 17年度発行の在学証明書
- ・ 17年度授業料支払済領収書
- ③ 申請した年度のみ有効です。翌年度も継続を希望される場合は、再度手続きが必要です。
- ④ 代理人が手続きをする場合には、認印が必要です。

問い合わせ

役場町民課年金係
☎ 985-4106

— 4月の納税 —
固定資産税 第1期・全期

口座振替日は
銀行・信金・郵便局 4月25日(月)
農協 4月27日(水)
※郵便局の口座振替日が27日から25日へ変更となりました。
～ 税金を納めてひろくみらいのドア～

税

確定申告が
間違っていたら…

税額を多く申告していたとき
税務署に留意してある更正の請求書に既に申告した金額などを記入して訂正します。ただし、この更正の請求ができる期間は、通常は申告期限から1年以内です。

税額を少なく申告していたとき
申告をした税額が少なかつた場合又は還付を受けた税金が多かつた場合は、「修正申告」をしてください。

税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告すれば、過少申告加算税はかかりません。

確定申告を忘れていたとき

すぐに「確定申告」をしましょう。税務署の調査を受ける前に申告すれば、無申告加算税が軽減されます。

問い合わせ

松山税務署
☎ 941-9121
役場税務課町民税係
☎ 985-4110

平成17年度 納税期間のお知らせ

税目	期別	納期限	□座振替日	□座振替日
			(銀行・信金・郵便局)	(農協)
固定資産税	第1・全期	5月2日	4月25日	4月27日
	2	8月1日	7月25日	7月27日
	3	12月26日	12月26日	12月26日
	4	H18年2月28日	2月27日	2月27日
軽自動車税	全期	5月31日	5月25日	5月27日
町県民税	第1・全期	6月30日	6月27日	6月27日
	2	8月31日	8月25日	8月29日
	3	10月31日	10月25日	10月27日
	4	H18年1月31日	1月25日	1月27日
国民健康保険税	第1・全期	8月1日	7月25日	7月27日
	2	8月31日	8月25日	8月29日
	3	9月30日	9月26日	9月27日
	4	10月31日	10月25日	10月27日
	5	11月30日	11月25日	11月28日
	6	12月26日	12月26日	12月26日
	7	H18年1月31日	1月25日	1月27日
	8	2月28日	2月27日	2月27日
	9	3月31日	3月27日	3月27日

◇口座振替の方で振替日に残高不足で引落できなかった場合は、納期月の翌月10日（休日の場合は翌日又は翌々日）にもう1度口座振替させていただきます。

事業主の皆さんへ

労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新手続はお済みですか。
平成17年度の年度更新手続は、4月1日から5月20日までです。
労働保険料の申告・納付手続はお早めに。

問い合わせ

愛媛労働局労働保険徴収室
☎ 935-5202